

○特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則

平成十三年七月十日

宮城県規則第九十八号

改正 平成一六年三月三十一日規則第三八号

平成一六年一二月二八日規則第一四五号

平成一七年二月八日規則第九号

平成一九年三月二二日規則第三六号

平成二七年一二月二八日規則第一一八号

令和元年九月三〇日規則第七一号

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（平成十三年宮城県条例第四十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第三条第二号に規定する知事が定める地域)

第二条 条例第三条第二号に規定する知事が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

- 一 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園
- 二 自然公園法第二条第三号に規定する国定公園
- 三 県立自然公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十号）第二条第一号に規定する県立自然公園
- 四 自然環境保全条例（昭和四十七年宮城県条例第二十五号）第十二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域
- 五 自然環境保全条例第二十三条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域
- 六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第二十一項に規定する風致地区
- 七 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十二条第一項の規定により定められた特別緑地保全地区
- 八 自然環境の適正な保全を図るため特に必要な地域として市町村の条例で指定するもの

(平一七規則九・一部改正)

(免除申請書に添付する書面)

第三条 条例第六条第一項に規定する事実を証する書面は、次に掲げるものとする。

- 一 定款の写し
- 二 法人の登記事項証明書
- 三 貸借対照表及び収支計算書
- 四 その他県税事務所長が指示する書面

2 条例第六条第二項に規定する事実を証する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一 条例第三条第一号に該当する場合

- イ 定款の写し
- ロ 申請に係る土地又は建物の登記事項証明書
- ハ 申請に係る不動産を無償で譲り受けたことを証する書面
- ニ その他県税事務所長が指示する書面

二 条例第三条第二号に該当する場合

- イ 定款の写し
- ロ 申請に係る土地又は建物の登記事項証明書
- ハ 申請に係る不動産の売買契約書の写しその他当該不動産の取得の原因を証する書面
- ニ 申請に係る不動産が知事が定める地域内の不動産であることを確認するに足りる書面
- ホ その他県税事務所長が指示する書面

3 条例第六条第三項に規定する事実を証する書面は、次に掲げるものとする。

- 一 定款の写し
- 二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の指定、同法第四十二条の二第一項本文の指定、同法第五十三条第一項本文の指定若しくは同法第五十四条の二第一項本文の指定のうちいずれかの指定を受けたことを証する書面の写し又は県若しくは市町村から助成若しくは委託を受けたことを証する書面
- 三 申請に係る自動車の運行状況を記録した書類
- 四 申請に係る自動車の道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項に規定する自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）の写し
- 五 申請に係る自動車を正面及び側面から撮影した写真

六 その他県税事務所長が指示する書面

4 条例第六条第四項に規定する事実を証する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一 条例第五条第一号に該当する場合

イ 定款の写し

ロ 申請に係る自動車が無償で譲り受けたことを証する書面

ハ 申請に係る自動車の自動車検査証又は道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三条の二第三項に規定する軽自動車届出済証(以下単に「軽自動車届出済証」という。)の写し

ニ 申請に係る自動車を正面及び側面から撮影した写真

ホ その他県税事務所長が指示する書面

二 条例第五条第二号に該当する場合

イ 定款の写し

ロ 申請に係る自動車の売買契約書の写しその他当該自動車の取得の原因を証する書面

ハ 申請に係る自動車の自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

ニ 申請に係る自動車を正面及び側面から撮影した写真

ホ その他県税事務所長が指示する書面

(平一六規則三八・平一六規則一四五・平一九規則三六・一部改正)

(免除申請書)

第四条 条例第六条第一項から第四項までに規定する申請書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

県民税均等割免除申請書

宮城県 所長 殿	受付印 年 月 日	主たる事務所所在地 〒 電話 ()
		フリガナ
		名 称
		法人番号
		フリガナ
		代表者氏名

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例第2条の規定により、県民税の均等割の免除を受けたいので申請します。

記

免除を受けようとする 期間又は事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	法人を設立した日
		年 月 日
地方税法施行令第7条の4の収益事業に該当する場合	種 類	
	概 要	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 定款の写し <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表及び収支計算書 <input type="checkbox"/> その他()	
備 考		

自動車税等免除申請書

宮城県 所長 殿	受付印 年 月 日	主たる事務所所在地	〒 電話 ()									
		フリガナ 名 称										
		法人番号										
		フリガナ										
		代表者氏名	印									

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例第4条(第5条)等の規定により、自動車税(軽自動車税環境性能割)の免除を受けたいので申請します。

記

免除申請に係る自動車	登録(車両)番号	宮城県 仙台	自動車の取得年月日	年 月 日
	前所有者の氏名(名称)及び住所	(氏名又は名称) (住所)		
	車名		形式	
	種別		形状	
	車台番号		定員及び積載量	
	主たる定置場			
	種別割	年度 円	環境性能割	年度 円
	使用目的			
特定非営利活動の概要				
添付書類	種別割及び環境性能割共通 <input type="checkbox"/> 定款の写し <input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者のいずれかの指定に係る通知書の写し又は福祉サービス事業者が県若しくは市町村から助成若しくは委託を受けたことを証する書面(上記事業者以外の方は添付不要) <input type="checkbox"/> 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し <input type="checkbox"/> 自動車を正面及び側面から撮影した写真 <input type="checkbox"/> その他() 種別割 <input type="checkbox"/> 自動車の運行状況を記録した書類 環境性能割 <input type="checkbox"/> 自動車の売買契約書の写しその他自動車の取得の原因を証する書面 <input type="checkbox"/> 自動車を無償で譲り受けた場合は、そのことを証する書面			
備考				

附 則（平成一六年規則第三八号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第一四五号）

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則（平成一七年規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第三六号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成十八年度以後の年度分の自動車税について改正前の特定非営利活動法人に対する課税免除に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記様式第三号によりなされた免除の申請は、改正後の特定非営利活動法人に対する課税免除に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別記様式第三号によりなされたものとみなす。

3 平成十八年四月一日以後の自動車の取得に対して課する自動車取得税について旧規則別記様式第三号によりなされた免除の申請は、新規則別記様式第三号によりなされたものとみなす。

附 則（平成二七年規則第一一八号）

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第七一号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式第三号については、当分の間、改正後の特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式第三号とみなす。

別記様式第1号（第4条関係）

（平16規則145・平27規則118・一部改正）

別記様式第2号（第4条関係）

（平16規則145・平27規則118・一部改正）

別記様式第3号（第4条関係）

（令元規則71・全改）